

「大気・水・土壌その他環境マニュアル」の改訂点

資料3

頁	改定事項・箇所	構成	内容・理由等
表紙 全体	マニュアル名称の変更 概況調査と準備書以降の調査、予測、評価を大別した。	「公害質」 「大気・水・土壌その他の環境」 第1編 スコーピング(方法書)段階における調査 第2編 準備書及び評価書の手続き段階における調査・予測・評価	技術指針の環境影響評価の項目と整合をとった。 調査の流れに沿ってまとめることにより、理解しやすい構成とした。
全体	資料編を巻末に集約	-	見やすい構成とするため、本編と資料編を分離した。
【第1編 スコーピング(方法書)段階における調査】			
1	スコーピングに関する調査の重要性	新規追加	概況調査の重要性について記述した。 ・最新の資料を広く収集・整理する ・「過去」及び「将来」の状況について把握する ・資料の出典を明らかにする ・専門家等の有識者へのヒアリングを行う ・現地踏査による現地確認の必要性
6,13,14,17, 19,22,26,30, 32,40,44,49, 53,56	(1)調査すべき情報	補足説明を追加	概況調査の目的、過去や将来の状況にも留意することを記述した。
6 11,15,18,21, 23,29,31,36, 42,47,52,54, 58	(1)調査すべき情報 ア.大気質の状況 (5)環境保全に係る検討の経過(各評価項目)	標準項目に「微小粒子状物質」を追加 新規追加	環告33(H21.9.9)による。 技術指針 第三条2項の追加に伴う改訂。 とりまとめ事例とともに追加した。

頁	改定事項・箇所	構成	内容・理由等	
13,15,18,21, 23,29,31,42, 52,54,57	(4)調査結果	調査結果の整理事例を追加	調査結果の整理事例を示すことにより、分かりやすい構成とした。	
【第2編 準備書及び評価書の手続き段階における調査・予測・評価】				
77,118,135, 147,158,182, 193,209,222, 237,250,261, 271	環境保全措置	旧マニュアル (1)保全方針の検討 (2)検討結果の検証 (3)検討結果の整理	改訂マニュアル (1)環境影響評価手続き以前の環境保全措置の検討経緯 (2)環境保全措置の検討 (3)検討結果の検証 (4)検討結果の整理	技術指針 第三条2項の追加に伴う改訂。項目の追加と項目名の変更を行った。
97	1.2 騒音 (2)調査地域 イ.建設作業騒音	追加	トンネル工事の発破音は坑口から 500 mとした。	
103	1.2 騒音 (4)予測方法 ア.道路交通騒音	予測式の改訂	日本音響学会 ASJ Model 2008 に基づく予測式とした。	
107	1.2 騒音 (4)予測方法 イ.建設作業騒音	予測式の改訂	日本音響学会 ASJ Model 2007 に基づく予測式とした。	
145	1.4 低周波音 (4)予測方法	予測式の追加	道路事業における橋、高架の予測式を追加した。	
151	1.4 低周波音 (2)国又は関係する地方公共団体が実施する環境保全に関する施策との整合性に係る評価	参考となる評価指標を追加	低周波音に関する評価指標を示した。	
156	1.5 悪臭 (5)調査方法	測定方法の一部削除	五点比較式臭袋法を削除	
245	3.3 土壌汚染 (1)調査すべき情報	対象物質を新規追加	土壌汚染対策法に基づく対象物質とした。	
269	3.5 風害 (4)予測方法	予測条件、予測手順を追加	最新の知見を追加した。	

頁	改定事項・箇所	構成	内容・理由等
【資料編】			
39	大気質 資料 1.1-4 排出係数等について	修正	ユニットの排出係数等の見直し
45	大気質 資料 1.1-6 窒素酸化物の変換モデル	年平均値から年間 98 % 値への換算式の修正	換算式中の係数の見直し
50	大気質 資料 1.1-8 大気質に係る環境基準	新規追加	微小粒子状物質の環境基準が追加されたため。
51 ~ 62	大気質 資料 1.1-9 予測計算例	修正	NOx 変換式の係数変更に伴う修正を行った。
63 ~ 65	騒音 資料 1.2-1 L Aeq 式における地表面効果による補正量の計算	修正	日本音響学会 ASJ Model 2008 に基づく予測式の変更に伴う修正を行った。
66 ~ 68	騒音 資料 1.2-2 建設機械の騒音源データ	修正	日本音響学会 ASJ Model 2007 に基づく参考資料として修正した。
75	騒音 資料 1.2-5 騒音に係る環境基準	修正	市町村合併に伴う市町村名を見直した。
80	騒音 資料 1.2-6 予測計算例	修正	ユニットの騒音源変更に伴う見直しを行った。
86	振動 資料 1.3-3 ユニット別の基準点における振動レベル	修正	道路環境影響評価の技術手法(2007)に示される振動レベルに修正した。
87	振動 資料 1.3-4 振動に係る規制基準及び勧告	修正	市町村合併に伴う市町村名を見直した。
92	悪臭 資料 1.4-3 悪臭に係る規制基準	修正	公害防止条例施行規則の変更に伴う見直しを行った。
106 ~ 124	水質 資料 2.1-4 水質・底質に係る環境基準等	修正	環境基準の変更に伴う見直しを行った。
137	土壌汚染 資料 3.3-1 土壌汚染に係る環境基準等	修正	環境基準の変更に伴う見直しを行った。
141 ~ 142	日照阻害	追加	「公共施設の設置に起因する日陰に係る費用負担について」及び「建築基準法 - 日影による中高層の建築物の制限 - 」を追加した、

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について

平成 21 年 9 月 9 日 環告 33

環境基本法第 16 条第 1 項の規定による微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)及びその達成期間は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

- 1 微小粒子状物質に係る環境基準は、次のとおりとする。
1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
- 2 1 の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値によるものとする。
- 3 1 の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
- 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が $2.5 \mu\text{m}$ の粒子を 50 % の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に取り出される粒子をいう。

第 2 達成期間

微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され又は早期達成に努めるものとする。